

大学不動産連盟若手会 規約

平成 30 年 6 月 29 日

第 1 条（名称）

本会は大学不動産連盟（略称『UREL』）若手会と称する。

第 2 条（目的）

本会は大学不動産連盟に加盟する各大学不動産会の若手会員の相互の親睦を図ることを基本とし、各大学不動産会の将来を担う若手会員を増強し育成することを目的とする。また、各大学不動産会の情報交換会や、大学不動産連盟地域情報交換会の活動の活性化にも積極的に貢献する。

第 3 条（活動）

本会の活動は年に 1 回の若手懇親会の開催、また年に 1 回の有志による勉強会及び親睦会等を開催する。

第 4 条（幹事）

幹事は原則各校 3 名まで選任する。ただし、各大学不動産会の都合により任期途中で他の者に交代することが出来る。

第 5 条（幹事校）

幹事校は三校体制とする。その任期は 3 年とし、3 年目を迎える幹事校をその年度の代表幹事校とする。代表幹事校は幹事を原則 5 名まで選任できるものとし、その中から会長 1 名を選出する。また、副会長は代表幹事校以外の二校より 1 名ずつ選出する。

第 6 条（幹事会）

幹事会は本会の決定機関であり、原則として年 2 回開催する。但し、必要に応じて会長は臨時幹事会を招集することが出来る。

第 7 条（決議）

活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、幹事校の選任、その他決議事項については幹事会において決定する。

第 8 条（事務局）

事務局は原則としてその年の代表幹事校に置く。

第 9 条（参加資格）

参加資格は大学不動産連盟の会員資格に基づく正会員校・準会員校・オブザーバー校の会員で、且つ原則 40 歳未満の者とする。但し、各大学不動産会への入会希望者も参加を認めるものとするが、各大学不動産会の若手会幹事より推薦の上、幹事会の承認を必要とする。

第 10 条（運営経費）

本会の運営経費は各活動において参加者から徴収する参加費と、大学不動産連盟の助成金をもってこれにあてるものとする。

第11条（会計）

会計は代表幹事校から1名を選出する。また、会計年度は6月1日より5月31日とする。

第12条（会計報告）

本会の会計については、会計年度ごとに会長より運営委員会及び理事会に報告し、承認を得るものとする。

第13条（相談役）

相談役は幹事会の決議を経て会長が委嘱することにより最大2名まで置くことができる。但し、任期は1年とし、本会会長経験者でなければならない。

第14条（地域会）

若手会員は積極的に地域会に出席するものとし、若手会員同士が成約した際にはいずれかの地域会に対し成約報告並びに成約寄付金を納めることとする。

第15条（倫理）

倫理に関する問題が生じたときは幹事会にて協議するものとする。

第16条（規約の変更）

規約の変更は幹事会の決議をもって行う。